

理事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県マンション管理士会（以下「当会」という。）の定款第48条第2項に基づき、本会の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、原則毎月開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき

二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

四 定款第35条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は前号と同様の事由により監事が招集したとき

(招 集 者)

第4条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第三号により理事が招集する場合及び前条第3項第四号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長に事故あるときは、予め決められた理事が理事会を招集する。

3 前条第3項第三号による場合は理事が招集し、前条第3項第四号後段による場合は監事が招集する。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

2 前項の規定に拘らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(緊急に開催を要する理事会)

第6条 会長は、会長の業務執行に属する事項に関して、第3条第1項に掲げるほかに、緊急の理事会を開催することができる。この場合、第14条の規定は適用せず、第5条の適用に関しては「書面又は電磁的方法」は「電話、書面又は電磁的方法」と、「開催日の1週間前」は、「開催日の3日前」とそれぞれ読み替えて適用する。

2 会長は、前項の理事会の審議の結果について、直近の第3条第1項に定める理事会において報告をしなければならない。

(理事の議案提出手続き)

第7条 理事が理事会に会議の目的となる事項を提出する場合、会議開催予定日の10日前までに、その目的となる事項を会長に提出するものとする。

2 前項の目的事項を会長に提出した場合、その要領を会議開催予定日の4日前までに会長に提出するものとする。

(理事の資料の提出)

第8条 理事が前条に定める会議の目的事項以外の資料を理事会に報告する場合、その要領を会議開催予定日の4日前までに会長に提出するものとする。

(期間の短縮)

第9条 第5条、第7条及び前条の各期日は、理事会の決議により短縮することができる。

2 前項に拘らず、第5条、第6条、第7条及び前条の各期日は、理事及び監事全員の同意により短縮することができる。

(理事会の議長)

第10条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき、予め決められた理事が議長の職務を代行する。

3 理事又は監事が招集した理事会においては、第1項に拘らず、招集した理事又は監事が議長を務める。

(理事会の定足数)

第11条 理事会は、全ての理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(理事会の決議方法)

第12条 理事会の決議は、出席した理事の過半数を持って決する。この場合において、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることは出来ない。

(代理人又は書面による議決権行使)

第13条 代理人又は書面による議決権の行使は出来ない。

(決議の省略)

第14条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）施行規則第89条に定められたものとする。

(報告の省略)

第15条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第16条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第17条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見

を徴することができる。

(議事録)

第18条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって別表に記載された事項を内容とする議事録を作成し、会長、議長、理事会に出席した理事2名及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第19条 議長は、欠席者を含む理事及び監事全員に、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(理事会の職務)

第20条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか次に掲げる職務を行う。

- 一 会長及び副会長の選任及び解任
- 二 理事の員数の決定
- 三 会員の入会の承認
- 四 除名を除く会員の懲戒処分等の決定その他規律の保持に関すること
- 五 総会の日時、場所及びその目的となる事項並びに招集及びその付帯事項の決定
- 六 事業計画案及び収支予算案の決定
- 七 事業報告案及び収支決算案並びに損益計算書及び貸借対照表の承認
- 八 重要な財産の管理
- 九 総会及び理事会の運営に関する規程の制定及び改廃
- 十 委員会、研究会、支部又は事務局等の設置及び運営に関する規程の制定及び改廃、その他当会の組織に関すること
- 十一 会計に関する規程の制定及び改廃
- 十二 日管連会員会として日管連の総会での議決権行使及び所定事業に関する重要な事項の決定
- 十三 前各号のほか当会の重要な業務執行の決定及び理事の職務執行の監督

(理事の取引の承認)

第21条 理事が法人法第92条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- 一 取引をする理由
- 二 取引の内容
- 三 取引の相手方・金額・時期・場所
- 四 取引が正当であることを示す参考資料
- 五 その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第22条 理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第21条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(業務執行理事の職務権限)

第23条 業務執行理事の職務権限は別紙1のとおりとする。← (別紙は別途規定)

(改 廃)

第24条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成21年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月19日から施行する。

別表

理事会議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 定款第41条第3項の規定による会長以外の理事の請求を受けた招集
 - ロ 定款第41条第4項の規定による会長以外の請求をした理事の招集
 - ハ 定款第41条第3項の規定による監事の請求を受けた招集
 - ニ 定款第41条第4項の規定による監事の招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法人法第92条第2項の規定による理事の報告
 - ロ 法人法第100条の規定による監事の意見
 - ハ 法人法第101条第1項の規定による監事の報告
- 6 理事会に出席した監事の氏名
- 7 定款第44条に規定する議長の氏名

II 定款47条（理事会の決議の省略）のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 法人法第98条第1項の報告省略理事会

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名